

香川県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

#### 香川県公安委員会規則第4号

香川県警察組織規則の一部を改正する規則

香川県警察組織規則（平成12年香川県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(会計課) 第12条 略 (1)～(6) 略 (7) <u>遺失物法（平成18年法律第73号）の施行に関すること。</u> (8) 略 2 略</p>	<p>(会計課) 第12条 会計課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(6) 略 (7) <u>遺失物法（明治32年法律第87号）の施行に関すること。</u> (8) 略 2 略</p>
<p>(生活安全企画課) 第15条 略 (1)～(14) 略 (15) <u>探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）の施行に関すること。</u> (16)・(17) 略</p>	<p>(生活安全企画課) 第15条 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(14) 略  (15)・(16) 略</p>
<p>(参事) 第36条 警務部に、参事1人を置き、<u>事務職員（職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）第3条第1項第1号の行政職給料表の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）</u>をもって充てる。 2 略</p>	<p>(参事) 第36条 警務部に、参事1人を置き、<u>事務吏員</u>をもって充てる。  2 略</p>
<p>(課長等) 第37条 第3条から第7条までに規定する課及び隊（自動車警ら隊及び鉄道警察隊を除く。）並びに科学捜査研究所（以下「課等」という。）に、それぞれ、課長、隊長又は所長を置き、警視の階級にある警察官又は<u>事務職員</u>をもって充てる。</p>	<p>(課長等) 第37条 第3条から第7条までに規定する課及び隊（自動車警ら隊及び鉄道警察隊を除く。）並びに科学捜査研究所（以下「課等」という。）に、それぞれ、課長、隊長又は所長を置き、警視の階級にある警察官又は<u>事務吏員若しくは技術吏員</u>をもって充てる。</p>

2 前項の規定にかかわらず、総務課、人事課、会計課、生活安全企画課、地域課、交通企画課、運転免許課及び公安課に置く課長は、参事官の職を占める者をもって充てられるものとする。

3 略

(広報官)

第38条の2 略

2 広報官は、上司の命を受け、第8条第1項第8号、第10号及び第11号に掲げる事務を掌理する。

(交通管制官)

第41条 交通部に、交通管制官1人を置き、事務職員をもって充てる。

2 略

(副参事)

第42条 部に、合わせて副参事3人を置き、事務職員をもって充てる。

2 略

(警察署の位置)

第47条 略

香川県東かがわ警察署～香川県琴平警察署 略	
香川県三豊警察署	三豊市高瀬町下勝間2516番地4
香川県観音寺警察署 略	

2 前項の規定にかかわらず、総務課、人事課、会計課、地域課、交通企画課、運転免許課及び公安課に置く課長は、参事官の職を占める者をもって充てられるものとする。

3 略

(広報官)

第38条の2 略

2 広報官は、上司の命を受け、第8条第1項第8号から第11号までに掲げる事務を掌理する。

(交通管制官)

第41条 交通部に、交通管制官1人を置き、技術吏員をもって充てる。

2 略

(副参事)

第42条 部に、合わせて副参事3人を置き、事務吏員又は技術吏員をもって充てる。

2 略

(警察署の位置)

第47条 警察署の位置は、次のとおりとする。

香川県東かがわ警察署～香川県琴平警察署 略	
香川県高瀬警察署	三豊市高瀬町下勝間2516番地4
香川県観音寺警察署 略	

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第38条の2の改正規定は公布の日から、第15条の改正規定は同年6月1日から、第12条の改正規定は同年12月10日から施行する。